森林の土地を取得したときは届出が必要です

～森林の土地の所有者制度の概要～

森林の整備・保全や木材利用などの施策を円滑に推進するため、
県・市町村が森林の所有者を正しく把握することを目的としています

個人・法人に問わず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより
地域森林計画対象森林の土地を新たに取得した場合
届出として森林の土地の所有者届が必要です

どこに届ければいい？

所有者となった森林の土地が所在する市町村の長に提出してください
郵送、電子メールでも提出ができます。

いつまでに届ければいい？

新たに所有者になった日から90日以内に提出してください
可能な限り、登録が完了した後にご提出ください
（間に合わない場合はご相談ください）

対象森林の調べ方

地域森林計画対象民有林（5条森林）については
愛知県ホームページ内「マップあいち」の「森林情報マップ」において確認できます。

【マップあいち】

＊届出しなくてよい場合があります＊

①地目が山林であっても、地域森林計画対象の土地の所有者ではない場合
②森林の土地の所有権以外の権利を取得した場合（地上権、賃借権など）
③国土利用計画法第２３条第一項の規定による届出をしている場合
④森林の土地の所有権の取得と併せて、地方公共団体が道路開設を行う場合や事業者が
当該森林について森林法第10条の2の規定に基づく開発行為の許可を受けて、他の用途へ
転用する場合など、地域森林計画の対象とする森林からの除外が確定している場合

届出書には添付書類が必要です！

届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい

①届出に係る土地の位置を示す地図（当該森林の土地の位置が把握されているもの）

（例）登記所備地図、公図、地積測量図、市町村、民間企業が作成した地図の写しなど
当該森林の土地の位置を記入したものであればインターネットで無料提供されている地図でも構いません

②登記事項書類・その他の届出の原因を証明する書面

届出対象の土地及び、新たに土地の所有者になった者の確認、証明ができるもの（写し可）
（例）登記事項証明書、売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議の協議書や目録など
※登記が完了している場合、登記完了証（電子申請のもの）や、登記事項証明書を
なるべく添付してください

【届出様式】

＊届出書の様式は森林課窓口または新城市役所ホームページから入手できます＊

記入例（相続の場合）

森林の土地の所有者届出書

令和　○　年　○　月　○　日

新城市長　殿

届出人　住所　新城市○○

ふりがな
氏名　新城　太郎

電話番号　×××-××××-××××

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第１０条の７の２第１項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	新城市○○				○○　○○	
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因	
	○　年　○月　○　日				相続・売買・贈与・その他（　　）	
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積（ｈａ）	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	新城市	△	○	△	０９０００	
	2	新城市					
	3	新城市					
	4	新城市					
	計						
備　考							

注意事項
1　新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
2　所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
3　土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
4　面積は、ヘクタールを単位とし、小数第４位まで記載し、第５位を四捨五入すること。
5　持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
6　備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
7　規則第５条の２第２項に規定する次の書類を添付すること。
(1) 当該土地の位置を示す地図
(2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

届出書の記載事項

①届出人（新たに所有者になった者）の住所、氏名、電話番号
②前所有者の住所、氏名
※①②法人の場合：名称及び代表者の氏名
③所有者になった年月日　＊相続の場合：被相続人死亡の日＊売買の場合：土地受け渡しの日
④所有権の移転の原因（相続・売買・寄付・財産分与など）
⑤土地の所在場所（市町村・大字・字・地番）※土地が多い場合は別紙で構いません
⑥面積（ヘクタール単位で少数第４位まで）
⑦土地の持分割合（共有している場合）

届出をしないとどうなる？

公共の間伐事業などの連絡が正しい所有者に届かなくなる可能性があります。
土地を取得したら速やかに森林の土地の所有者届を出しましょう

新城市の届出先　　**新城森林課：0536-22-9935**
新城市字東入船 115 番地（新城市役所東庁舎）

詳しくは新城市役所森林課までお問い合わせください　電話：0536-22-9935